

●介護保険と税金の申告

介護保険料

…社会保険料控除

第1号被保険者（65歳以上の方）の介護保険料は、社会保険料控除の対象となります。

（1）普通徴収

介護保険料を、諏訪広域連合から送付される納付書や口座振替により納付していただく方法のことで、本人又は家族のうち実際に負担された方が税の申告の際に、介護保険料を控除の対象とすることができます。

（2）特別徴収

介護保険料を、年金から天引き（あらかじめ差し引くこと）により納付していただく方法のことで、介護保険に加入している被保険者本人が税の申告をするときにのみ、介護保険料を控除の対象とすることができません。控除対象額は、年金源泉徴収票の社会保険料控除欄に記載されていますが、医療保険料も年金から天引きされている場合には、合算額となります。

※ 申告できる控除額については、お住まいの市町村担当課または、諏訪広域連合介護保険課までお問い合わせください。

所得税の確定申告書

社会保険料控除	□□□□□□
障害者控除	□□□□□□
医療費控除	□□□□□□
	□□□□□□

介護サービス利用者のおむつ代

…医療費控除

おむつ代を医療費控除の対象とするには、寝たきりで療養上おむつの使用が必要であることを証明する「おむつ使用証明書」を医師から発行してもらう必要があります。

しかし、おむつ代の医療費控除を受けるのが2年目以降である方は、「おむつ使用証明書」の代わりとなる「おむつ使用確認書」を市町村から発行します。

市町村介護保険担当課へ「おむつ使用確認書交付申請書」を提出していただき、次の要件の両方に当てはまる場合には、「おむつ使用確認書」の発行を受けることができます。

- 介護保険の要介護認定時に使う主治医意見書により、寝たきりで尿失禁の状態であることが確認できる場合
- おむつ代の医療費控除を受けるのが2年目以降であること

どちらかが当てはまらない場合には、従来どおり医師から「おむつ使用証明書」を発行してもらうことになります。

おむつ代を医療費控除の対象とする場合は、申告するときに「おむつ使用証明書」または「おむつ使用確認書」とおむつ代の領収書を提出することになります。

介護認定と障害者控除

…障害者控除

介護保険の認定の基準と税の障害者控除の基準が異なっているため、介護保険の認定を受けただけでは、税の障害者控除を受けることはできません。

介護認定を受けた65歳以上の方が税の障害者控除を受けるためには、「障害者控除対象者認定書」が必要となりますので、市町村障害者福祉担当課へ申請をしてください。市町村の調査により税の障害者控除の対象となる場合には、「障害者控除対象者認定書」が交付されます。

なお、身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳をお持ちの方、寝たきり老人台帳等に搭載されている方は、その要件だけで障害者控除の対象となりますので、「障害者控除対象者認定書」の交付を受ける必要はありません。

介護サービスの利用者負担金

…医療費控除

介護保険の利用者負担額は、医療費控除の対象となる場合があります。

（1）施設サービス

施設の種類	控除の対象
介護老人福祉施設 （特別養護老人ホーム） 地域密着型老人福祉施設入所者生活介護	サービス費用と食費及び居住費の合計額の1/2が控除の対象となります。
介護老人保健施設 介護療養型医療施設※1	サービス費用と食費及び居住費の合計額の全額が控除の対象となります。

（2）居宅サービス

	サービスの種類	控除の対象
※1 医療系 サービス	・訪問看護（介護予防訪問看護） ・訪問リハビリテーション （介護予防訪問リハビリテーション） ・居宅療養管理指導 （介護予防居宅療養管理指導）	サービス費用の全額が控除の対象となります。
	・通所リハビリテーション （介護予防通所リハビリテーション）	サービス費用と食費の合計額の全額が控除の対象となります。
	・短期入所療養介護 （介護予防短期入所療養介護）	サービス費用と食費及び滞在費の合計額の全額が控除の対象となります。
福祉系 サービス	・訪問介護（介護予防訪問介護） ・通所介護（介護予防通所介護） ・訪問入浴介護 （介護予防訪問入浴介護） ・短期入所生活介護 （介護予防短期入所生活介護）	居宅サービス計画（介護予防サービス計画）に医療系サービス※1が含まれていれば、サービス費用の全額が控除となります。 （居宅療養管理指導は、ケアプラン外であっても対象となります。）
	地域密着型 サービス	・認知症対応型通所介護 （介護予防認知症対応型通所介護） ・小規模多機能型居宅介護 （介護予防小規模多機能型居宅介護） ・夜間対応型訪問介護

※1 医療系サービスについては、その病状に応じて一般的に支出される水準を著しく超えない部分の金額について、医療費控除の対象となります。

●注意事項

- ・住宅改修、福祉用具購入、福祉用具貸与（介護予防福祉用具貸与）、認知症対応型共同生活介護（介護予防認知症対応型共同生活介護）、特定施設入居者生活介護（介護予防特定施設入居者生活介護）、地域密着型特定施設入居者生活介護は控除の対象になりません。
- ・高額介護サービス費等として支給される額は除きます。
- ・全ての介護保険サービスの特別な居住費・食費は、医療費控除の対象となりません。